

七尾市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 5 条第 3 項の規定に準じて、七尾市ごみ処理施設整備・運営事業に関する実施方針を令和元年 9 月 30 日に公表しました。

この度、同法第 7 条の規定に準じて、七尾市ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表します。

令和元年 10 月 18 日

七尾市長 不 嶋 豊 和

七尾市ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和元年10月18日

七 尾 市

七尾市ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の目的	1
(3) 事業予定地	1
(4) 本施設の概要	1
(5) 公共施設等の管理者等の名称	2
(6) 事業の内容	2
2. 選定基準の基本的考え方	2
3. 本市の財政負担見込額による定量的評価	2
(1) 財政負担見込額の算定方法	2
(2) 財政負担見込額算出の前提条件	3
(3) 財政負担見込額の比較(VFMの算定)	3
4. DBO方式で実施する場合の定性的評価	4
(1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施	4
(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化	4
(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営	4
5. 事業者に移転するリスクの評価	5
(1) 設計・建設段階におけるリスク	5
(2) 運営段階におけるリスク	5
6. 総合評価	5

1. 事業概要

(1) 事業名称

七尾市ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 事業の目的

七尾市（以下「本市」という。）及び中能登町の燃えるごみは、平成 15 年 4 月以降、ななかりサイクルセンター（以下「既存施設」という。）で R D F 化（ごみ固形燃料化）し、「石川北部 R D F センター（R D F 専焼炉）」において焼却している。しかし、「石川北部 R D F センター」が令和 4 年度末に稼働を停止することが決定し、それに伴い既存施設における処理を終了することとなったため、新たなごみ処理施設（以下「本施設」という。）を整備することとした。

本施設の整備にあたっては、地域で排出されるごみを継続的に適正処理できるよう、安定性・安全性に優れた施設・設備構成等とするとともに、ごみの焼却処理に伴う周辺環境への影響がないよう、万全な公害防止対策を講じることとする。また、循環型社会の形成に寄与する施設として、合理的なエネルギー回収・温室効果ガス排出量の削減等を図るとともに、自然環境・社会環境との調和・共生及び経済性に配慮して計画・整備するものとする。

本施設の運営にあっては、基本性能を十分に発揮することはもとより、本施設の運転、維持管理、物品・用役の調達等を長期包括的に委託することで、事業者のノウハウを活用し、サービス水準の向上、運転の効率化、経費の削減等を追求した運営・維持管理を実施する。

(3) 事業予定地

- 1) 所在地 石川県七尾市吉田町テ部 33 番地
(ななかりサイクルセンター敷地内、旧第 1 衛生処理場跡地)
- 2) 敷地面積 約 0.58ha
- 3) 地域地区等
ア 都市計画区域 区域外
イ その他 事業予定地の一部が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)」に基づく「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

(4) 本施設の概要

項目	概要
1) 公共施設の種類	一般廃棄物処理施設
2) 処理対象物	本市及び中能登町から排出される燃えるごみと硬質プラスチック類
3) 処理能力	70 t / 日 (35 t / 24 h × 2 炉)
4) 炉形式(稼働時間)	全連続運転式 (24 時間連続稼働)
5) 処理方式	ストーカ方式

(5) 公共施設等の管理者等の名称

七尾市長 不 嶋 豊 和

(6) 事業の内容

1) 事業方式

七尾市ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)は、D B O (設計:Design、建設:Build 及び運営:Operate)方式により実施する。

本市が本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に必要な資金を調達し、事業者が本市の所有となる本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括受託して実施するものとする。

本市は、本施設を 30 年間以上にわたって使用する予定であり、30 年間以上の使用を前提として設計・建設業務を行うものとする。

また、運営事業者となる者は、20 年間の運営期間にわたって本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。

なお、本施設の設計・建設業務については、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)」の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(交付率1/2)」を活用して実施するものとする。

2) 事業期間

事業期間：事業契約締結日から令和 25 年 3 月 31 日まで

設計・建設期間：事業契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

運営・維持管理期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで

※ 事業契約とは、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。

2. 選定基準の基本的考え方

本事業を本市が直接実施する場合と D B O 方式で実施する場合を比較して、事業期間を通じて、本市の財政負担の縮減を期待できること、及び公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の事項について評価を行った。

- 1) 本市の財政負担見込額による定量的評価
- 2) D B O 方式で実施する場合の定性的評価
- 3) 事業者に移転するリスクの評価
- 4) 上記による総合評価

3. 本市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 財政負担見込額の算定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 財政負担見込額算出の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びD B O方式で実施する場合の財政負担見込額の算定あたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

1) 前提条件

項目	本市が直接実施する場合	D B O方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債償還額 ④発注支援費用 ⑤施工監理費 ⑥保険料	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債償還額 ④発注支援費用 ⑤施工監理費 ⑥S P C 設立費 ⑦S P C 経費 ⑧保険料 ⑨公租公課 ⑩モニタリング費用
共通の条件	①事業期間：25年間 (発注支援、設計・建設期間5年間、運営・維持管理期間20年間) ②年間計画処理量：18,907 t /年 ③割引率：4%/年	
資金調達に関する事項	本施設：「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した建設費	同左
維持管理に関する事項	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した維持管理費	同左

(3) 財政負担見込額の比較（V F Mの算定）

(1)の前提条件に基づいて、財政負担を比較すると、次のとおりとなった。D B O方式で実施する場合の方が、本市が直接実施する場合と比較して、6.99%の財政負担額の縮減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
1) 本市が直接実施する場合	7,232,951 千円	現在価値ベース
2) D B O方式で実施する場合	6,727,401 千円	現在価値ベース
3) V F M(金額)	505,550 千円	1) - 2)
4) V F M(割合)	6.99 %	3) ÷ 1) 小数第3位四捨五入

V F M：支払いに対して最も高いサービスを提供するという考え方。本事業では、事業期間全体の財政負担見込額について、本市が直接実施する場合に対して、D B O方式で実施する場合は、どれだけ削減できるかを表すもの。

4. DBO方式で実施する場合の定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、本市の財政負担見込額を縮減できる可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本施設の設計・建設及び運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営事業者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運営管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能となる。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運営・維持管理業務を長期的かつ包括的に委託することから、運営事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能となる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

5. 事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本市が直接実施する場合に負担するリスクの一部を事業者に移転することとなる。

事業者は、本市よりも効率的かつ効果的にリスクを管理することが可能であり、事業者が有するリスク管理及びリスク対策のノウハウを活用することで、リスク発生の抑制、リスク発生時における被害額の低減が期待できる。

主に、次に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活用し、安定した事業運営を行うことにより、サービスの水準の向上を図ることができる。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- 1) 測量・調査に関するリスク
- 2) 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営段階におけるリスク

- 1) 要求性能の未達に関するリスク
- 2) 施設の損傷に関するリスク
- 3) 運営コスト増大に関するリスク
- 4) 周辺環境等の保全に関するリスク

6. 総合評価

本事業は、DBO方式で実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、6.99%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効率的かつ効果的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO方式で実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条の規定に準じて特定事業として選定する。